

平成31年2月8日

公益社団法人日本バス協会

会長 三澤 憲一 殿

警察庁交通局交通企画課長

太刀川 浩一

新東名高速道路及び東北自動車道における規制速度の引上げに関する協力依頼
について（依頼）

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素から交通安全に関しまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、平成29年11月から新東名高速道路（新静岡IC～森掛川IC）において、また、同年12月から東北自動車道（花巻南IC～盛岡南IC）において、規制速度110km/hへの引上げを試行し、実勢速度、交通事故状況等を分析したところ、試行状況について特に問題が認められなかったことから、本年3月1日、同区間において、規制速度120km/hへの引上げの試行が開始されることになりました。

本試行にあっては、前回の110km/hの試行と同様、実勢速度と規制速度の乖離状況を改善し、適正な実勢速度が保たれることにより高速道路における交通の安全と円滑の確保に向けて行うものであります。

つきましては、貴協会におかれましても、規制速度引上げの趣旨をご理解の上、加盟団体等に対しまして、規制速度引上げの開始時期・区間の周知にあわせて、速度差に起因する交通事故抑止を図るため、車線変更時の後方の安全確認や速度規制の遵守、十分な車間距離保持等、各種安全対策に関する指導啓発の再なる徹底を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

敬具



高速道路における100km/hを超える規制速度の試行について

1 規制速度110km/hの試行区間

新東名高速道路 新静岡 I C ~ 森掛川 I C (平成29年11月 1 日 ~)

東北自動車道 花巻南 I C ~ 盛岡南 I C (平成29年12月 1 日 ~)

2 交通実態の変化

実勢速度は新東名高速道路の上下線、死傷事故率は新東名高速道路の下り線で上昇したが、他の区間では上昇は見られなかった。

【自由流時における実勢速度、死傷事故件数及び死傷事故率の試行開始前後比較(試行区間)】

路線名	上下別	試行開始前1年間			試行開始後1年間			増 減		
		実勢速度 (km/h)	死傷事故件数 (件)	死傷事故率 (件/億台キロ)	実勢速度 (km/h)	死傷事故件数 (件)	死傷事故率 (件/億台キロ)	実勢速度 (km/h)	死傷事故件数 (件/年)	死傷事故率 (件/億台キロ)
新東名高速道路	上り	122.4	11	3.3	123.9	4	1.2	1.5	-7	-2.1
	下り	122.6	3	1.3	122.9	4	1.8	0.3	1	0.5
東北自動車道	上り	112.0	1	0.8	110.7	1	0.8	-1.3	0	0.0
	下り	114.2	3	2.8	113.6	1	0.8	-0.6	-2	-2.0

※自由流時とは、交通量が少なく、運転者が自由に走行速度を決定できる交通状態を指す。

- ・ 危険認知速度が140km/hを超える死傷事故の発生はなし
- ・ 速度差30km/h以上の死傷事故は減少 (7 件 → 2 件)
- ・ 一方当事者が大型貨物自動車の死傷事故件数は増減なし (2 件 → 2 件)

3 利用者アンケート調査 (試行区間通過後の S A で実施)

- ・ 約 9 割が試行があったことを認識している。
- ・ 約 8 割が速度差への不安を感じていない。
- ・ 約 3 分の 2 が規制速度引上げの他路線・区間への拡大を要望している。

4 規制速度120km/hの試行

- ・ 今回の試行で一定の安全レベルを確保できたため、平成31年 3 月 1 日から現試行区間の規制速度を120km/hに引き上げる試行を行う。
- ・ これに伴う交通事故実態や実勢速度の変化等を分析した上で、他路線・区間への拡大を検討する。

最高速度 新東名高速道路 120[※] 試行開始



開始日時

3/1(金) 午前10時から

※ 天候等の状況により、試行開始日時が変更される場合があります。

試行区間

森掛川IC ⇄ 新静岡IC

※ 平成29年11月から試行している110[※]区間に同じ。



注意事項

- 大型貨物自動車等の**最高速度は「80[※]」**のまま変更ありません。
- 最高速度は「120[※]」に引き上げられますが**交通状況に応じた安全な速度**で走行してください。

SP

静岡県警察本部

「最高速度120キロ」試行の概要

平成27年度に学識経験者等から構成される調査研究委員会において、「高規格の高速道路における速度規制の見直しに関する提言」が取りまとめられ、平成29年11月から新東名高速道路の新静岡インターチェンジと森掛川インターチェンジの間で、最高速度110キロの試行を実施してきました。

試行1年間の交通事故発生状況や実勢速度等の結果は、試行前と比較して大きな変化がなかったことから、同区間において最高速度を120キロとする試行を行います。

試行区間を走行する際の留意事項

最高速度が120キロに引上げられますが、**120キロで走行する必要はありません。**

十分な車間距離を保ち、進路変更する際は、**進路変更しようとする車線の安全確認**を確実に行っていただくとともに、**交通状況に応じた安全な速度で走行**してください。

最高速度が「120キロ」となる対象車両

高速自動車国道における法定の最高速度が100キロとなっている車両を対象とします。

- 大型乗用自動車(大型バス等)
- 中型乗用自動車(マイクロバス等)
- 特定中型貨物自動車を除いた中型貨物自動車
(車両総重量8トン未満・最大積載量5トン未満)
- 準中型自動車
- 普通自動車
- 125ccを超える自動二輪車



岩手県

最高
速度 **120km/h**

東北道

試行開始

3/1(金)AM10:00 →

花巻
南IC



盛岡
南IC

※ 試行区間は、上記IC間30.6kmのうちの約27kmです。

※ 天候等の状況によっては、予定どおり開始できない場合があります。

注意事項！

○大型貨物自動車等の最高速度は

「80km/h」

のまま変更ありません。

○最高速度は「120km/h」に引き上げられますが

天候・路面状況に応じた安全な速度

で走行してください。

岩手県警察本部 ホームページ閲覧は
こちらから →



「最高速度120km/h」の試行の概要

平成29年12月1日から東北自動車道のうち「花巻南IC」から「盛岡南IC」までの間で、最高速度110km/hの引上げ試行を行っています。試行開始後1年間で

- 試行前と比較し、平均速度にほぼ変化がないこと
 - 速度引上げが原因となる交通事故の発生は認められないこと
- 等から、段階的試行として、最高速度を東北自動車道の設計速度120km/hまで引き上げるものです。

この試行区間は「高規格の高速道路における速度規制の見直しに関する提言」（平成28年3月）において示された条件のうち、特に次の理由から選定しています。

- 死傷事故の発生率が低いこと
- 渋滞の発生が少ないこと

試行区間を走行する際の留意事項

最高速度が120km/hに引き上げられますが、120km/hで走行する必要はありません。

十分な車間距離を保ち、進路変更する際は、進路変更しようとする車線の安全確認を確実に行っていただくとともに、交通状況に応じた安全な速度で走行してください。

思いやり・ゆずり合いの安全運転で、あおり運転はやめましょう！

最高速度が「120km/h」となる対象車両

高速自動車国道における法定の最高速度が100km/hとなっている車両を対象とします。

法定の最高速度が100km/hとなっている車両は、

- 大型乗用自動車（大型バス等）
- 中型乗用自動車（マイクロバス等）
- 特定中型貨物自動車を除いた中型貨物自動車
（車両総重量8トン未満・最大積載量5トン未満）
- 準中型自動車
- 普通自動車
- 125ccを超える自動二輪車
- 緊急自動車

となります。



規制速度120km/hへの試行引上げ実施区間

新東名高速道路



東北自動車道

